

令和7年6月16日

入 札 参 加 依 頼 書

1. 件 名 東淀川区在宅サービスセンター 高圧変電機器入替工事
2. 履 行 場 所 大阪市東淀川区菅原4丁目4番37号
東淀川区在宅サービスセンター 屋上
- 3 業務内容等 別紙仕様書のとおり
3. 工事予定日 令和7年8月31日までとする。
民間（七会）連合協定工事請負工事契約を適用する。
4. 参加資格
 - (1) 大阪市入札参加資格有資格者名簿において、
工事種別「電気工事」を有するものであること。
 - (2) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事施工中は配置できること。
1 級電気工事施工管理技士または2 級電気工事施工管理技士
※入札事業者に選定され、契約する前に次の書類が速やかに提出できること
①令和6年度大阪市入札参加資格者名簿「電気工事」を有する写し
②建設業の許可登録証の写し
③経営規模等評価決定通知書・総合評定通知書の写し
④配置技術者の雇用関係を証する資料として次の何れかとし、所属会社名が
記載されているものとする。
 - ・健康保険被保険者証の写し
 - ・住民税特別徴収税額通知書の写し
 - ・雇用保険における被保険者証または被保険者証通知書の写し⑤配置技術者の資格者証として次の何れかの写し
 - ・1 級電気工事施工管理技士資格者証
 - ・2 級電気工事施工管理技士資格者証
 - (3) 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - (4) 大阪市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 - (5) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - (6) 租税に滞納がないこと。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は
民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生法手続開始の申立てがなされて
いる者（手続開始の決定を受けた者を除く。）ではないこと。

- (8) 大阪市暴力団排除条例に規定する暴力団員および暴力団と密接な関係を有するものでないこと。(別紙 特記仕様書のとおり)

5. 応募手続き

(1) 申込方法

別紙「入札参加申請書」(様式1)を東淀川区社会福祉協議会まで提出してください。

※FAX可、ただし必ず受信確認をしてください

(2) 申請書交付について

東淀川区社会福祉協議会受付窓口およびホームページ上

(3) 提出期間

令和7年6月20日(金)午前11時まで

6. 提出書類

入札通知書(写)、見積書

7. 提出期限

令和7年6月27日(金)午前11時まで

※郵送可。ただし、期限までの必着とする。

8. 入札日・場所

(1) 日 時 令和7年6月27日(金)午前11時

(2) 場 所 東淀川区社会福祉協議会内 会議室

(3) その他 必ずしも入札に立ち会う必要はありません。

入札結果は後日お知らせします。

特 記 仕 様 書

1. 暴力団等の排除について

(1) 乙が、この契約の履行期間中に大阪市暴力団等排除措置要綱（以下「要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。

(2) 乙は、入札等除外措置を受けている者又は要綱別表各号の措置要件に該当する者（以下「入札等除外措置を受けている者等」という。）に、この契約の全部又は一部について下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）をさせ、若しくは受託（二次以降の受託を含む。以下同じ。）させてはならない。また、入札等除外措置を受けている者等を保証人としてはならない。

また乙は、この契約の下請負若しくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）又は保証人が、契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合又は要綱別表各号の措置要件に該当すると認められた場合は、速やかに下請負人等との契約を解除し、又は保証人の変更をしなければならない。

(3) 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。これらを怠った場合には、指名停止措置を行うことがある。

(4) 乙は(3)に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(5) 甲及び乙は、暴力団員等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。